

遠賀町会計年度任用職員募集案内

会計年度任用職員の登録を随時受け付けています。

1 登録から任用まで

事前に希望する職種などを登録していただき、業務の必要に応じて登録者から条件に合う人を任用します。登録後すぐに任用されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

【登録期間: 受付日から2年経過後の年度末まで】

2 募集職種・給料(報酬)

職種	時給	必要資格
一般事務補助	1,258円	-
技師(建築・土木)	1,609円	建築士資格・土木技師資格
パンチャー	1,451円	-
看護師(准看護師)	1,656円	看護師(准看護師)資格
保健師	1,701円	保健師資格
助産師	1,701円	助産師資格
保育士	1,383円	保育士資格
歯科衛生士	1,656円	歯科衛生士資格
管理栄養士(栄養士)	1,701円	管理栄養士(栄養士)資格
消費生活相談員	1,658円	消費生活相談員資格

※地方公務法第16条に規定する欠格条項に該当する人は応募できません。

※時給は令和8年度の例です。人事院勧告に伴い毎年見直されます。

3 基本的な勤務形態

任用期間	4月1日から翌年3月31日までの1年以内 ※一部期間が短い職種があります。 ※一会計年度の任用が終了したのち、次年度以降も同じ職務内容の職に再度任用する場合があります。 ※採用はすべて条件付きのものとし、原則として採用1か月を良好な成績で勤務した時に正式採用となります。1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日を満たすまで条件付き採用期間が延長されます。
勤務日	週5日以内
勤務時間	38.75時間以内
勤務場所	遠賀町役場(庁舎外となる場合あり)
諸手当	期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当(費用弁償)、退職手当 ※条例・規則の定める条件に当てはまる場合に支給されます。
休日	週休日(原則土、日曜日)、祝日、年末年始
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与(1年間に最大20日)

社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、勤務時間等に応じて適用があります。 ※社会保険の対象とならない短い時間・期間のものもあります。
公務災害	地方公務員災害補償制度、町の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規程が適用されます。(服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等への従事等の制限(パートタイムは除く))
給与等支給日	フルタイム: 毎月21日(時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月21日) パートタイム: 翌月21日
健康診断・ストレスチェック	勤務形態、任用の期間に応じて実施します。
人事評価	毎年人事評価を行います。評価結果は、再度の任用の際の判断要素として活用します。

4 提出書類

- ① 遠賀町会計年度任用職員 登録申込書兼履歴書
- ② 資格、免許の写し ※希望する職種に必要な資格が記載されている職種のみ提出



お問い合わせ

遠賀町役場 人事防災課 人事秘書係

住 所 〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

電 話 093-293-1285 FAX 093-293-7655